

# 石川県警からののお知らせ

令和2年11月13日に石川県道路交通法施行細則の一部が改正されました。

**改正** 自転車の幼児用座席に  
乗れる者の**年齢制限**を改めました。

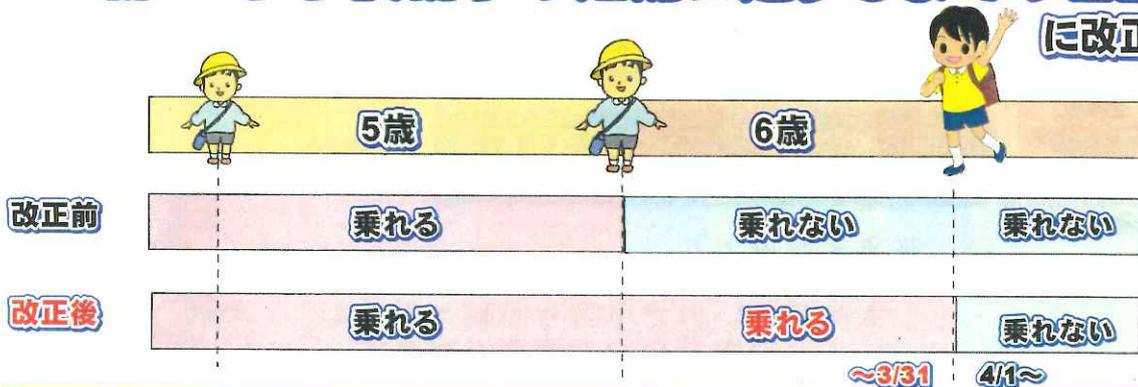


旧 「6歳未満の者」



新 「小学校就学の始期に達するまでの者」

に改正



石川県道路交通法施行細則第十条の二第一号イ(1)及び(2)を改正

【改正前】

- (1) 十六才以上の運転者が、幼児（六才未満の者をいう。以下同じ。）一人を幼児用座席に乗車させている場合
- (2) 十六才以上の運転者が、幼児二人を幼児二人同乗用自転車（運転者のための乗車装置及び二の幼児用座席を設けるために必要な特別の構造又は装置を有する自転車をいう。）の幼児用座席に乗車させている場合

【改正後】

- (1) 十六才以上の運転者が、小学校就学の始期に達するまでの者一人を幼児用座席に乗車させている場合
- (2) 十六才以上の運転者が、小学校就学の始期に達するまでの者二人を幼児二人同乗用自転車（運転者のための乗車装置及び二の幼児用座席を設けるために必要な特別の構造又は装置を有する自転車をいう。）の幼児用座席に乗車させている場合

令和2年3月、一般財団法人製品安全協会が策定する「自転車用幼児座席のSG基準※」の適用範囲について、新基準「年齢1歳（12か月）以上小学校就学の始期に達するまでの者」に改定されたことを踏まえ、細則を改定し、小学校就学の始期に達するまでの6歳児の乗車を可能としました。年齢制限は緩和されるものの、製品ごとに体重の上限や目安身長が定められていることから、乗車させるときは、その点注意が必要です。

※ SG基準 Safety Goods 消費生活用製品の安全性を認証する制度

新設

# タンデム自転車の公道走行が可能となりました

石川県道路交通法施行細則第十条の二第一号イに(6)を追加

(6) タンデム自転車（複数の乗車装置及びペダル装置が縦列に設けられた自転車であつて二人乗り用としての構造を有するものに限る。）に、運転者以外の者一人を乗車させている場合



## タンデム自転車とは



- 複数人が前後に並んで乗り同時に駆動することができる自転車です。  
※ 本改正の対象は **2人乗り用のものであり3人乗り以上のものは対象外**
- 2人分の出力で空気抵抗は増えないので高速走行が可能です。
- 構造は2人用になるので、重量は重くなります。
- ホイールベースは長く高速での安定性は優れますが、低速走行や小回りは不安定になります。
- 普通自転車以外の自転車の扱いとなります。



## 運転する際の注意事項

止まるよ

はい



- 普通自転車より
  - ・ 乗り始めが不安定です。
  - ・ 車体が長いので小回りが利きません。
  - ・ 二人分の出力なので速度が出ます。
 ことなどから注意が必要です。
- 運転者と後席乗車員が声掛けをするなど連携するほか、あらかじめ練習をして運転操作に慣れてから利用することが必要です。



## タンデム自転車の交通ルール

(例)

	歩道	 の標識がある歩道	自転車横断帯	 歩行者専用自転車専用がある場合
タンデム自転車	×	通行できない	○	○
普通自転車	×	原則、通行できない	○ 自転車横断帯があれば、自転車横断帯を通行	○ 歩行者自転車専用の信号灯器があれば、その灯火に従う

※ 普通自転車に該当しないため、普通自転車以外の自転車の交通ルールを遵守しなければなりません。

【問合せ先 交通企画課 076-225-0110】